



2025年5月9日

各位

会社名 テンアライド株式会社  
代表者名 代表取締役社長 飯田 永太  
コード番号 8207 東証スタンダード市場  
問合せ先 常務取締役管理本部長 芳澤 聡  
電話番号 03-5768-7480

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月26日開催予定の当社第56回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

A種種類株式については、2024年8月30日付で1,000株全株式を取得し、同日付にて全株式の消却が完了しております。これにより、当該株式に関する定款の条項は不要となったことから、これらの条項を全文削除するものであります。また、条項の削除に伴い、号数を繰り上げるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>84,714,300株</u> とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 84,711,800株 <u>A種種類株式 1,000株</u> B種種類株式 1,500株	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>84,713,300株</u> とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 84,711,800株 B種種類株式 1,500株
(自己株式の取得) 第6条 (条文省略)	(自己株式の取得) 第6条 (現行どおり)
(単元株式数) 第7条 当社の普通株式は、100株をもって1単元とし、 <u>A種種類株式は、1株をもって1単元とし、</u> B種種類株式は、1株をもって1単元とする。	(単元株式数) 第7条 当社の普通株式は、100株をもって1単元とし、B種種類株式は、1株をもって1単元とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条～第11条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 A種種類株式</u> (剰余金の配当)</p> <p><u>第11条の2</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第11条の3</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(議決権)</u></p> <p><u>第11条の4</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第11条の5</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(現金対価の取得請求権（償還請求権）)</u></p> <p><u>第11条の6</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(現金対価の取得条項（強制償還条項）)</u></p> <p><u>第11条の7</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</u></p> <p><u>第11条の8</u> (条文省略)</p>	<p>第8条～第11条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第2章の3 B種種類株式</u> (B種優先配当金)</p> <p>第11条の9 当社は、第47条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種種類登録株式質権者」といい、B種種類株主と併せて「B種種類株主等」という。）に対し、第11条の16に定める支払順位に従い、B種優先配当金として、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の10に定めるB種期中優先配当金を支払った</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章の2 B種種類株式</u> (B種優先配当金)</p> <p>第11条の2 当社は、第47条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種種類登録株式質権者」といい、B種種類株主と併せて「B種種類株主等」という。）に対し、第11条の9に定める支払順位に従い、B種優先配当金として、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるB種期中優先配当金を支払った</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。 2～3 (条文省略)</p>	<p>ときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。 2～3 (現行どおり)</p>
<p>(B種期中優先配当金) 第11条の10 当社は、第48条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするとき、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対して、第11条の16に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p>	<p>(B種期中優先配当金) 第11条の3 当社は、第48条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするとき、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対して、第11条の9に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p>
<p>(残余財産の分配) 第11条の11 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対して、第11条の16に定める支払順位に従い、B種種類株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「B種償還請求日」を「B種残余財産分配日」（B種種類株主等に対して残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（B種残余財産分配日までの</p>	<p>(残余財産の分配) 第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対して、第11条の9に定める支払順位に従い、B種種類株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「B種償還請求日」を「B種残余財産分配日」（B種種類株主等に対して残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（B種残余財産分配日までの</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>間に支払われたB種優先配当金（B種残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>間に支払われたB種優先配当金（B種残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(金銭を対価とする償還請求権)</p> <p>第11条の12 B種種類株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「B種償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、B種償還請求がなされた日を「B種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種種類株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、B種償還請求日においてB種償還請求が行われたB種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、B種償還請求日における分配可能額を超える場合には、B種償還請求が行われたB種種類株式及び取得請求権が行使されたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額がB種償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみB種種類株式及びA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、B種償還請求が行われなかったものとみなす。</p> <p>2～3 (条文省略)</p>	<p>(金銭を対価とする償還請求権)</p> <p>第11条の5 B種種類株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「B種償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、B種償還請求がなされた日を「B種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種種類株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、B種償還請求日においてB種償還請求が行われたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、B種償還請求日における分配可能額を超える場合には、B種償還請求が行われたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額がB種償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、B種償還請求が行われなかったものとみなす。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p>
<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第11条の13 (条文省略)</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第11条の6 (条文省略)</p>
<p>(議決権)</p> <p>第11条の14 (条文省略)</p>	<p>(議決権)</p> <p>第11条の7 (条文省略)</p>
<p>(株式の併合又は分割等)</p> <p>第11条の15 (条文省略)</p>	<p>(株式の併合又は分割等)</p> <p>第11条の8 (条文省略)</p>
<p>第2章の4 優先順位 (優先順位)</p> <p>第11条の16 配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株</p>	<p>第2章の3 優先順位 (優先順位)</p> <p>第11条の9 剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>主又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）、<u>A種種類株主又はA種種類登録株式質権者（以下、A種種類株主と併せて「A種種類株主等」という。）、B種種類株主等に対する剰余金の配当（期中配当を含む。以下同じ。）の支払順位は、A種種類株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当を第1順位（それらの間では同順位）、普通株主等に対する剰余金の配当を第2順位とする。</u></p> <p>2 普通株主等、<u>A種種類株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種種類株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当を第1順位（それらの間では同順位）、普通株主等に対する剰余金の配当を第2順位とする。</u></p> <p>3 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>(種類株主総会) 第17条の2 1～4 (条文省略)</p> <p>5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>A種種類株主及びB種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p>第18条～第49条 (条文省略)</p>	<p>株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）、B種種類株主等に対する剰余金の配当（期中配当を含む。以下同じ。）の支払順位は、B種種類株主等に対する剰余金の配当を第1順位、普通株主等に対する剰余金の配当を第2順位とする。</p> <p>2 普通株主等、B種種類株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、B種種類株主等に対する剰余金の配当を第1順位、普通株主等に対する剰余金の配当を第2順位とする。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会) 第17条の2 1～4 (現行どおり)</p> <p>5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>第18条～第49条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2025年6月26日
定款変更の効力発生日（予定）	2025年6月26日

以上